

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第61回 会内学習会

「合意だけで犯罪に?テロ対策として必要?—共謀罪法案の問題点」

秘密保護法対策本部委員 酒田 芳人 (64 期)

2016年7月26日、村井敏邦会員（一橋大学名誉教授・大阪学院大学法科大学院教授）を講師に開催された共謀罪についての学習会の内容を報告します。

1 今後制定が予想される共謀罪について

(1) 共謀罪法案における共謀罪とは何か

共謀罪法案において制定が企図されている共謀罪は、特定の行為の事前犯ではなく、独立した犯罪類型である。イギリスに源を持ち、アメリカで発展したものであるが、実際には、反対政党やメディアによる政権政党に対する批判及び労働者の賃上げの動きの抑制などに力を発揮してきた。それ以外の一般犯罪にも適用が広げられている。

(2) 共謀罪の問題点

- ① 共謀罪を処罰するには「合意」さえあればよく、具体的な犯罪行為や結果の発生は必要ない。この点で、表現の自由を侵害し内心の処罰に通じる。
- ② 一旦「合意」が成立したと認められれば、犯罪行為実行の前に中止しても、共謀罪が成立する。
- ③ 例えば数人の人々が集まって相談をしていた場合に、捜査当局が不穏な行動であると考えれば、尾行や盗聴等の捜査活動により、共謀罪の被疑事実で逮捕も可能となる。
- ④ 共謀罪の成立にいわゆる“overt act”の要件、すなわち「確認的外部行為」の要件を求めたとしても、共謀の成立の証拠という意味しか持たず、実質的な歯止めにならない。

2 これまで提案された共謀罪法案の問題点

(1) 廃案になった共謀罪法案

これまで国会で提案された共謀罪法案には、「団体の活動として行われること」という要件も要求されていたが、共謀が複数の人間によって行われる以上、団体性は共謀という行為自体に当然に含まれており、特別の制限要件とはなり得ない。また、長期4年以上の罪の共謀に限ることも議論されていたが、日本において長期4年以上の罪は多数あり、万引き、ひったくり、けんか等の事件から、収賄や政治資金規正法違反などの政治家が対象とされる事件まで広く含まれることとなり、やはり特別の制限要件とはなり得ない。これら以外に、犯罪実行前に共謀した者のひとりが自首すればその者については刑が軽くなるという制度が検討されていたが、おとり捜査やスパイが広く行われることとなり、人々に密告を奨励することにもなる。

(2) 民主党(当時)による修正案

2006年民主党は、「その共同の目的がこれらの罪または別表第一に掲げる罪を実行することにある団体である場合に限る」という要件を提案した。これは、一見すると、暴力団や窃盗団のように明確な犯罪組織だけをターゲットとし、政党や労働組合など別の目的を持った組織は共謀罪の対象から除外されるようにも思われる。

しかし、一定の犯罪を目的として合意が形成されれば、そこに「団体」が成立する以上、政党や労働組合の中においてもかかる「団体」は成り立つから、共謀罪の対象から除外されることはない。

また、「その共謀をした者のいずれかにより共謀にかかる犯罪の実行に資する行為が行われた場合において」という文言の追加も提案された。これは、前述した“overt act”の要件を取り込んだものであるが、結局、共謀の事実を立証するための証拠が必要だという当然のことを意味するに過ぎない。また、英米においても問題となっているように、「犯罪の実行に資する行為」の範囲は広く、犯罪実行の準備行為に限定されず、予備的行為に当たらないものでも良いとされており、必ずしも違法な行為に限定されているわけでもない。

3 共謀罪規定の危険性と不要性

共謀罪は、犯罪が行われる前の捜査機関の捜査を容易にするというだけでなく、人々の間の相互不信・相互監視を助長するという危険性がある。それは、集会・結社の自由を著しく掘り崩すことになる。

また、共謀罪につき準備的行為を要件とした場合には、予備罪と変わらないことになるが、日本の刑法は重大犯罪に限って予備罪を設けており、それ以外の犯罪について予備罪を一般的に規定する必要性は何ら示されていない。

さらに、日本では共謀共同正犯による処罰がすでに広く認められており、そのような共犯形態を持たない国とは事情が異なる。

4 共謀罪と盗聴

共謀行為を捕捉するための捜査手段として考えられるのは、刑訴法改正によって導入された司法取引・刑事免責、そして盗聴である。窃盗罪等の一般犯罪にも盗聴の範囲が拡大されることとなり、それらの罪の共謀罪についてまで盗聴の範囲が拡大されることで、人々の会話盗聴など際限のない盗聴範囲の拡大が危惧される。